

大田市告示第139号

大田市被災者生活再建支援金支給事業実施要（平成21年大田市告示第57号の10）の一部を次のように改正する。

令和4年7月27日

大田市長 楫野弘和

第4条第2項第4号中「以下「大規模半壊世帯」という」を「前2号に該当する世帯を除く」に改め、同項第6号中「一部破損」を「準半壊」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「第2号、第3号又は第4号」を「前4号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

（5）その居住する住宅が半壊し、壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当の補修を行わなければ当該建物を使用することが困難であると認められる世帯（前3号に該当する世帯を除く。）

第4条第3項中「前項第1号から第4号までの」を削り、同条第4項中「第2項第5号及び第6号」を「第2項第6号及び第7号」に改める。

第5条を次のように改める。

（支援金の額）

第5条 市長は、被災世帯の世帯主に対し、支援金の支給を行うものとし、支援金の額は別表のとおりとする。

第5条の2を削る。

第6条第1項中「第5条第1項の規定による支援金（同項各号（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額に係る部分を除く。）及び前条の規定」を「別表の基礎支援金の欄」に改め、同条第2項中「第5条第1項の規定」を「別表の加算支援金の欄」に改め、「（同項各号に定める額に係る部分に限る。）」を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条関係、第6条関係）

（単位：万円）

区分	基礎支援金	加算支援金	最大支援額
----	-------	-------	-------

世帯	被害程度(注1)		住宅の再建方法	金額	
複数世帯 (世帯の構成 員が複数)	全壊(注2)	100	建設、購入	200	300
			補修	100	200
			賃借	50	150
	大規模半壊 (注5)	50	建設、購入	200	250
			補修	100	150
			賃借	50	100
	中規模半壊 (注6)	—	建設、購入	100(注9)	100
			補修	100(注9)	100
			賃借	25(注9)	25
	半壊(注7)	—	補修	100(注9)	100
準半壊(注8)	—	補修	40(注9)	40	
単数世帯 (世帯の構成 員が単数)	全壊(注2)	75	建設、購入	150	225
			補修	75	150
			賃借	37.5	112.5
	大規模半壊 (注5)	37.5	建設、購入	150	187.5
			補修	75	112.5
			賃借	37.5	75
	中規模半壊 (注6)	—	建設、購入	75(注9)	75
			補修	75(注9)	75
			賃借	18.75(注9)	18.75
	半壊(注7)	—	補修	75(注9)	75
準半壊(注8)	—	補修	30(注9)	30	

備考

(注1) 住宅の被害程度は、市が発行するり災証明書又はそれに相当する書類により確認を行う。

(注2) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針(内閣府(防災担当))の例による損害基準判定(以下「損害基準判定」という。)において、その割合が50%以上と判定された住宅とする。

(注3) 大規模半壊、中規模半壊、半壊又は敷地被害等により、やむを得ず住家を解体した世帯とする。なお、敷地被害等により、やむを得ず住宅を解体した世帯とは、自然災害により、その居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による

危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯をいう。

- (注4) 支援法第2条第2号ハに該当し、長期避難世帯と認定された世帯とする。
- (注5) 損害基準判定において、その割合が40%以上50%未満と判定された住宅とする。
- (注6) 損害基準判定において、その割合が30%以上40%未満と判定された住宅とする。
- (注7) 損害基準判定において、その割合が20%以上30%未満と判定された住宅とする。
- (注8) 損害基準判定において、その割合が10%以上20%未満と判定された住宅とする。
- (注9) 被災した住宅の補修等に係る経費（以下「実費」という。）が最大支援額を下回る場合は、実費の範囲内とする。

様式第1号の2を次のように改める。

様式第1号の2(第6条関係)

被災者生活再建支援金支給申請書

年 月 日

大田市長 様

被災者生活再建支援金の支給を申請します。

申請者氏名	
世帯主以外の方が申請する場合はその理由	

1 被災時の世帯の状況について記入して下さい。

(1)	単身世帯、複数世帯の別を○で囲んで下さい。	単数・複数
(2)	ふりがな	
	世帯主の氏名	
(3)	被災した住宅の住所	〒

2 被災世帯の現在の住所等を記入して下さい。

現在の住所	〒
電話番号	()

3 世帯主の支援金の振込先口座を記入して下さい。

金融機関名	支店名等	種別	口座番号

4 住宅の被害状況を○で囲んで下さい。(被災日： 年 月 日)

被害状況	中規模半壊 ・ 半壊 ・ 準半壊
------	------------------

5 申請額を記入して下さい。

被害の 程度	支 援 金		申請額	備考（添付書面等）	
	複数世帯	単身世帯			
中規模 半壊	建設または購入 補修・賃借	(上限) 100万円	(上限) 75万円	円	預金通帳の写し 契約書の写し その他（ ）
半壊	補修	(上限) 100万円	(上限) 75万円	円	
準半壊	補修	(上限) 40万円	(上限) 30万円	円	

注1) 備考欄の添付書面は、該当するものを○で囲んで（その他の場合は書面名も記入して）ください。

市 記 入 欄
(災害名) _____

附 則

この告示は、令和4年7月27日から施行する。